

ルーマニア撤退法務事例集

2021年3月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ブカレスト事務所

ビジネス展開支援課

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ブカレスト事務所が現地法律事務所（Dentons 法律事務所）に作成委託し、2021年3月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび Dentons 法律事務所は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび Dentons 法律事務所が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課

E-mail：BDA@jetro.go.jp

ブカレスト事務所

E-mail：RUB@jetro.go.jp

The logo for JETRO, consisting of the word "JETRO" in a bold, serif font.

目次:

事例研究 No. 1 : 事業撤退の方法について.....	1
事例研究 No. 2 : 事業譲渡と資産譲渡の違いについて	3
事例研究 No. 3 : 破産と清算の違いについて	5
事例研究 No. 4 : 破産手続きの場合の役員の責任について	8
事例研究 No. 5 : 破産状態の回避について.....	11
事例研究 No. 6 : 日本本社がルーマニア有限責任会社の清算を決定できるのか?	12
事例研究 No. 7 : 誰が清算人になることができるのか?	14
事例研究 No. 8 : ルーマニアでの事業閉鎖と撤退（清算手続き）にかかる期間について	15
事例研究 No. 9 : 事業撤退時の集団解雇の際に雇用主が従業員に対して支払う必要がある 手当てについて.....	17
事例研究 No. 10 : 会社がインセンティブを享受していた場合の返還について.....	19
事例研究 No. 11 : 日本人駐在員が帰任する際の届出について.....	21
事例研究 No. 12 : 一度事業撤退した企業の再進出について	22

例研究 No. 1

事業撤退の方法について

事案:

- ある日本の投資家はルーマニアに子会社を設立してビジネスを行っていたが、ルーマニア市場から撤退したく当該会社の清算を検討している。
- その際に、競合他社より、ルーマニアビジネスを買い取りたいとの申し出を受けた。
- そのため、当該投資家は、清算もしくは破産を通じて会社を閉鎖する場合と、M&A を通じて会社を売る場合の主な相違点を把握したい。

根拠条文:

- ルーマニア会社法（法令 1990 年 31 号法改正済み）第 227 条から第 237¹ 条（第 6 編「会社の解散、合併、分割」の第 1 章会社解散より）
- ルーマニア会社法（法令 1990 年 31 号法改正済み）第 252 条から第 263 条（第 7 編「会社清算」より）
- 会社登記簿の保管、登録遂行および情報開示についての方法論上規範 第 151 条から第 156 条
- 破産手続きに関する法（法令 2014 年 85 号）第 5 条 29 項、第 38(2)条、第 145 条

法的背景:

- 会社は、株主総会の決議によって解散することができ、その決議は会社登記簿およびルーマニア官報に掲載されなければならない。このような決議は、定款の変更と一体化しており、定款に規定された変更手続きにかかる定足数を遵守した形式で行われる必要がある。解散決議の採択後に清算手続きが開始され、会社の新たな目的は債務の支払いと資産の清算となる。そのため、取締役は清算開始後に新たな事業活動を行うことはできない。
- 株主は、①会社財産の清算と分配について合意し、②債務に対する支払いを確保する、もしくはこの点について債権者と合意している場合、清算人を選任しない方法での清算を決定することが可能。債権者への完済後、株主は株主総会での全会一致決議により財産の分配を決定することが可能。
- 破産は、会社の事業再編計画が失敗した場合にその最終段階として行われる手続きである。また、会社に資産がない場合や会社が明示的に直接破産を希望した場合（簡易破産手続き）など限られたケースでは、単独で破産手続きを開始することも可能。
- M&A による会社売却は通常、然程複雑ではなく簡単な手続きであるが、取引書類に多数の表明保証が含まれる場合は売主の将来の法的責任に繋がる可能性がある。

会社に対する潜在的なリスク:

- 自主的な清算の場合、第三者の債権者もしくは利害関係者は、会社の解散決議がルーマニア官報に公示された日から 30 暦日以内に異議を申し立てることができる。このような異議申し立ては、

第三者に生じた不利益の是正と決議の取り消しを目的として行われる。清算手続き中、取締役は新事業を行ったり新事業のために会社の共同責任者になったりすることはできない。

- 自主的な清算において株主が会社資本金に対する法定の責任制限と会社能力の法的分離を濫用した場合、会社の債務に対して責任を負う可能性がある。基本的に株主は、会社の資産を自己の資産であるかのように処分したり、自己の利益のために会社資産を減少させて処分したりした場合に責任を負う。
- 通常の清算の場合、会社はその代表者を通じて、債務超過に陥った日から 30 日以内に破産の申し立てをしなければならない。それを怠った場合、取締役は下記責任を問われることや刑事罰を受ける可能性がある。
 - (i) 会社が申し立てを怠ったことにより債権者が被った損害について、取締役のそれぞれが、もしくは共同で責任を負う（取締役が破産申し立てを怠ったことが自身の過失によるものでないと証明できる場合は除く）。
 - (ii) 刑事責任を問われ、最長 1 年の禁固もしくは罰金に処される。
- 司法管財人／清算人、債権者集会、登録された債権を 30 パーセント以上有する債権者の要請により、行政裁判官は、会社の債務超過に加担した人物や取締役によって、債務超過の会社の債務を部分的または完全に負担すべきと裁定することができる。このような人物については一般的に司法管財人が作成した報告書に記載される。
- M&A 取引の株式譲渡の場合には、競争法観点のクリアランスや環境関連局への通知、管理変更承認などの潜在的な手続きが必要となる可能性がある。

このような状況を回避する方法:

- 会社解散／清算手続きの開始前に、会社のすべての契約関係者との契約を終了させるか、または他の方法で清算し、すべての財務的な義務や税務的な義務を完了していなければならない。
- M&A 取引による会社譲渡は、買い手側との交渉や譲渡後の潜在的な制限や結果を事前に評価し売買契約書に反映させることも含めて、法的な専門家からのアドバイスを受けて進めるべきである。
- 必要な条件を満たす場合、会社は自主的な清算が可能である。

事例研究 No. 2

事業譲渡と資産譲渡の違いについて

事案:

- 日本の会社はルーマニアに子会社として設立した有限責任会社（ルーマニア語：societate cu raspundere limitata）の売却を計画している。
- 親会社は子会社を従業員付きで丸ごと売却することを望んでいたが、潜在的な買主からは会社事業の一部のみを買いたいとのオファーを受けた。
- この場合、会社の売却方法にどのような違いが生じるか。

根拠条文:

- ルーマニア税法第 270(7)条
- ルーマニア会社法（法令 1990 年 31 号法改正済み） 第 202 条および第 203 条
- 会社登記簿の保管、登録遂行および情報開示についての方法論上規範 第 131 条から第 134 条
- 事業譲渡の場合の従業員の権利保護に関する法律（法令 2006 年 67 号） 第 5 条
- ルーマニア民法（法令 2009 年 287 号）第 1650 条から第 1762 条

法的背景:

- M&A 譲渡取引には通常、下記のように構成される。
 - (i) 特定の資産を選択して譲渡する**資産譲渡**（アセット・ディール）
 - (ii) 会社株式を譲渡する**株式譲渡**（シェア・ディール）
 - (iii) 独立事業者としての役割を果たすことができる支店に代表されるような事業の全部、またはその一部を、そのまま事業を継続する意図の買主側に譲渡する**継続中事業の譲渡**

さまざまな選択可能な M&A 取引のストラクチャーを検討する際に考慮に入れるポイントには、①コスト（株主譲渡の場合は低め）、②手続き（株式譲渡の場合はシンプル）、③税制上の利点、④潜在的な責任（株式譲渡の場合はリスクが高め）、④柔軟性（資産譲渡の場合柔軟性は高い）などがある。

会社に対する潜在的なリスク:

- 売主は、主に資産譲渡に伴う税務上の影響に留意が必要。このような譲渡は VAT 税の対象であり会社が得る利益が課税対象となる。さらに売主はその立場から不動産の譲渡に関わる税金や潜在的な公証人費用や登記所への費用の支払いを行うことになるが、実際の費用については通常、当事者間で折半される。
- .継続中事業の譲渡は VAT 税からは除かれるが、税務当局が対象取引を継続中事情の譲渡ではなく資産譲渡であるとみなす場合には VAT 税支払い義務を負う可能性がある。

- 継続中事業の譲渡には従業員譲渡を含めており、このような従業員に対する売主の義務は個別の労働契約書もしくは労働協約から生じ買主へ移転される。譲渡を従業員解雇の理由に使用することはできない。

このような状況を回避する方法:

- M&A 取引の多様性と複雑性を考慮し、売主はストラクチャーの検討段階やその実行段階において、税務および法務の専門家と相談し手続きを進めることが推奨される。

事例研究 No. 3

破産と清算の違いについて

事案:

- 日本の親会社は財政難を理由にルーマニアにある子会社の閉鎖を決定した。
- 親会社は清算と破産の違いと、どのような点に留意して閉鎖方法を決定すべきか知りたいと考えている。

根拠条文:

- ルーマニア会社法（法令 1990 年 31 号法改正済み） 第 227 条から第 237¹ 条（第 6 編「会社の解散、合併、分割」の第 1 章会社解散より）
- ルーマニア会社法（法令 1990 年 31 号法改正済み） 第 252 条から第 263 条（第 7 編「会社清算」より）
- 会社登記簿の保管、登録遂行および情報開示についての方法論上規範 第 151 条から第 156 条
- 破産手続きに関する法（法令 2014 年 85 号） 第 5 条 29 項、第 38(2) 条、第 145 条

法的背景:

清算について

- 有限責任会社の解散、清算、抹消は、その財政状況が明確であり、会社の会計士から適時、適切な支援が提供される場合には比較的簡単に手続きが可能である。
- 関係当局および税務局に会社解散を認めてもらうためには、法人として所定の届出や税務上の届出を行い、すべての未払いの債務（商業上、雇用上、税務上の債務を含むがこれに限らずすべての債務）を清算する必要がある。
- 株主が①会社資産の分配と清算に合意しており、②会社債務の支払いを確保するか、債権者との間で合意に至っている場合、会社はいわゆる「自主的な清算」と呼ばれる方法で専門の清算人（いわゆる資格をもつ「認定清算人」）を任命することなく、株主が会社財産の分割と債務の清算を決定するかたちでの手続きが可能である。
- 財政面での明確化を含めたより複雑なかたちでの清算の実行が要求される場合、認定清算人は、特に税務当局が絡む一定の手続きを簡素化・短縮できる。

破産について

- 破産とは、会社事業の再編に失敗した場合の破産手続きの最終段階にあたる。このように、破産手続きは一般的に下記三つの段階に分けられる。

- (i) **観察期間**：裁判所による破産手続きが開始されるとその第一段階として、債務者である会社の事業の観察期間が設けられる（債務者である会社が即時の破産手続きの開始を選択し裁判所がこれを認めた場合は除く）。観察期間中（手続き開始から最長で 12 カ月）、通常の事業再編手続きを継続可能か、即時破産手続きに進む簡易手続き（例えば債務者に財産がない場合等一定の条件下では直接破産段階に入る）を開始すべきかを判断するために、債権者である会社の事業、資産、契約や財源が精査される。観察期間は事業再編計画が確定した日、もしくは場合によっては破産手続きに入った日に終了する。
- (ii) **事業再編**：債権者たる会社に回復の見込みがあると認められる場合、債務者が再興までの活動を指揮することをふまえ事業再編・再生計画が提案される。

事業再編・再生計画の提案は、①取締役が破産手続きを開始要求した場合は債務者たる会社（株主からの承認を得て）、②司法管財人、もしくは③最終債権額表が公開された日から 30 日以内に、債権総額の 20 パーセント以上を保有する単独または複数の債権者によって可能である。このような計画案は債権者集会において債権の種類ごとに投票の対象となる。

- (iii) **破産**：事業再編計画の実行が不可能と思われる場合や失敗した場合、手続きの最終段階として破産が開始される。破産期間中、任命された司法清算人が、債権者の債権を可能な限りの弁済するため、債務者の資産の清算に責任を負う。
- 会社に資産がない場合や会社が明示的に直接の破産を希望した場合（簡易破産手続き）などの限られたケースでは、単独の手続きとして破産が開始されることもある。

会社に対する潜在的なリスク：

清算の場合

- 第三者の債権者もしくは利害関係者は、会社の解散決議がルーマニア官報に公示された日から 30 暦日以内に異議を申し立てることができる。このような異議申し立ては、第三者に生じた不利益の是正と決議の取り消しを目的として行われる。清算手続き中、取締役は新事業を行うことや、新事業のために会社の共同責任者になることはできない。
- 株主が会社資本金に対する責任の法定制限と会社能力の法的分離を濫用した場合、会社の債務に対して責任を負う可能性がある。基本的に株主は、会社の資産を自己の資産であるかのように処分した場合や、自己の利益のために会社資産を減少させて処分した場合に責任を負う。

破産の場合

- 会社はその代表者を通じて、債務超過に陥った日から 30 日以内に破産の申し立てをしなければならない。破産申し立てを怠った場合、取締役は下記の責任を問われたり刑事罰を受けたりする可能性がある。
 - (i) 会社が申し立てを怠ったことにより債権者が被った損害について、取締役のそれぞれが、もしくは共同で責任を負う（取締役が破産申し立てを怠ったことが自身の過失によるものでないと証明できる場合は除く）。
 - (ii) 刑事責任を問われ、最長 1 年の禁固もしくは罰金に処される可能性がある。
- 会社は以下の場合に破産状態にあるとみなされる。①支払い期日を 60 日過ぎてもその債務を会社が支払うことができない場合、もしくは、②会社が支払い期日に使用可能な資金源により支払いができない場合。破産請求のための債権の最低基準額は 5 万レイ（約 1 万ユーロ）とされる。

- 司法管財人／清算人、債権者集会、登録された債権を 30 パーセント以上有する債権者の要請により、行政裁判官は、会社の債務超過に加担した人物や取締役によって、債務超過の会社の債務を部分的または完全に負担すべきと裁定することができる。このような人物については一般的に司法管財人が作成した報告書に記載される。

このような状況を回避する方法:

- 会社解散／清算手続きの開始前に、会社のすべての契約関係者との契約を終了させるか、または他の方法で清算し、すべての財務的な義務や税務的な義務を完了していなければならない。
- 通常の清算の場合、債務者たる会社の支払い能力とその可能性に注視し、破産申請の条件を遵守する必要がある。
- 通常の清算手続き中に取締役の潜在的な責任を避けるため、そのような取締役は適切なタイミング（つまり、早すぎもなく遅すぎもなく）で債務超過に関連する必要な措置が講じられるようあらゆる状況を考慮し対応することが奨励される。

事例研究 No. 4

破産手続きの場合の役員の実任について

事案:

- 会社はルーマニアにおいてビジネスを行っているがうまくいっておらず、自社の債権者に対する支払いが、3カ月以上遅れ滞っている。
- 会社はこれらの債務への支払いを行う支払い能力がないため、破産することを決定した。
- 破産の結果、債権者は取締役会の管理責任を追究し取締役に対して損害賠償請求を起こした。

根拠条文:

- ルーマニア民法（法令 2009 年 287 号） 第 2009 条から第 2038 条
- 破産手続きに関する法（法令 2014 年 85 号改正済み） 第 66 条および第 169 条から第 173 条
- ルーマニア刑法（法令 2009 年 286 号改正済み） 第 240 条

法的背景:

- ルーマニア民法は取締役の実任について規定しており、法人の取締役は①有償でその任を務める場合、「慎重かつ勤勉な所有者」の基準（過失を含む）を、②無償でその任を務める場合は、自己の事業の管理者の基準を考慮し評価されるべきであるとされている。
- **結果不振による経営判断**：通常、取締役が「合理的な経営判断」に基づいて行動した場合、その判断の結果により会社の収益性の損失や市場シェアの損失をもたらしたとしてもその責任を負うことはない。つまり、取締役がそれぞれの決定を行った時点で、法律や契約上の義務に違反しておらず、慎重かつ勤勉に行動し、当該判断・行動が会社の利益のために最善として取られたとみなされる合理的な資格が与えられていた場合、会社の事業範囲内で行われた経営判断の経済的効果についての責任を負うことはない¹。
- **権限のない運営（不正な業務）**：取締役は、自身の取締役としての権限を超えて不正な業務を行った結果による第三者の損害について個人的な責任を負う。そのため有限責任会社は、原則として、取締役がその権限を超えた行為を行ったことを契約当事者が知っていた場合に取締役が行った不正な契約・業務に拘束されないようにすべきである。留意すべき点として、会社法上、定款や株主総会の決議が公開情報として登記簿上に公開されているだけでは、第三者が取締役の職務権限の制限を知っていたか、もしくは知っていたはずとすることを立証するには法的根拠として十分ではない。
- 会社はその代表者を通じて、債務超過に陥った日から 30 日以内に破産を申し立てなければならない。申し立てを怠った場合、会社の取締役は下記の責任を問われたり刑罰を受けたりする可能性がある。

¹ ルーマニア会社法 144¹ 条による。これらの規定は株式会社の場合に厳格に規定されているが、有限責任会社の場合であっても適用されると考えられている。

- (i) 会社が申し立てを怠ったことにより債権者が被った損害について、取締役のそれぞれが、もしくは共同で責任を負う（取締役が破産申し立てを怠ったことが自身の過失によるものでないと証明できる場合は除く）。
- (ii) 刑事責任を問われ、最長 1 年の禁固もしくは罰金刑に処される可能性がある。
- 会社が（その代表者を通じて）破産申請を行う法的義務のあった日から 6 カ月以上遅れて、もしくは申請を行わなかった場合、3 カ月から最長 1 年の禁固刑もしくは罰金刑に処される。

会社に対する潜在的なリスク:

- 債務者による悪意ある早すぎる破産申請は、発生した損害に関して債務者の責任を問われる可能性がある。
- 司法管財人／清算人、債権者集会、登録された債権を 30 パーセント以上有する債権者の要請により、行政裁判官は、会社の債務超過に加担した人物や取締役によって、債務超過の会社の債務を部分的または完全に負担すべきと裁定することができる。具体的には下記のようなことが認められる場合にその可能性がある。
 - (i) 会社のために提供された資産または資金を、取締役または該当する人物の自己のため、もしくは第三者のために使用すること
 - (ii) 会社の庇護下で、取締役や該当する人物の利益のために商業活動を行うこと
 - (iii) 明らかに会社を破産に追い込むような業務の遂行を取締役や該当する人物の利益のために決定すること
 - (iv) 会社の会計を法の定めに従って適切に管理維持しないこと
 - (v) 会社の資産の一部を不法に取得または隠匿すること、架空の債務を増加させること
 - (vi) 破産を延期するために不適切な資金調達を行うこと
 - (vii) 破産前の最後の月に特定の債権者に優先的に支払いを行うこと
 - (viii) 会社の破産を助長する故意の行為

一般的に、司法管財人が作成した報告書によりこのような人物や取締役は特定される。

このような請求は、債務者の債務超過状況に関する報告書を司法管財人が公開した日から 3 年以内に行わなければならない。

- 権利者は、破産判事に対して債務者の資産の保全請求が可能である。この請求には請求額の 10 パーセントの司法保釈金を要する。しかしながらこのような処分が裁判所から認められることは実務的にはほとんどない。

このような状況を回避する方法:

- 通常の清算手続き中の取締役の潜在的な責任を回避するため、取締役は、適切な時期（すなわち、早すぎず、遅すぎず）に、債務超過に対する対応がとられるよう下記を含めたあらゆる状況を考慮することが推奨される。

- (i) 他の債権者に損害を与えて特定の債権者を優遇しないこと
 - (ii) 税務や法務の専門家を任命し適時相談すること（例えば会計士や弁護士など）
 - (iii) 他の取締役と情報を共有すること
 - (iv) 定期的に議事録付きの取締役会を開催すること（また、専門家も同席させること）
 - (v) 財務および会計に関する専門家による報告書を依頼すること
 - (vi) 専門家とともに、会社の債務の発生と支払い計画を確立し監督すること
 - (vii) 専門家と共に不測の事態に備えた計画をたてること（ただし倒産の懸念が非常に深刻な場合に限る）
- 一般的に、責任リスクを軽減するため、取締役会のメンバーは自身の権限外の事項や取引に関しては（税務や会計、法務などの）専門家の助言を受けるべきである。
 - 上記にかかわらず、ルーマニアの会社の取締役は民事責任に関して保険をかけることが可能。実際、この種の保険（いわゆる役員保険）は非常に一般的であり、保険料は通常会社により支払われる。このような保険は通常、取締役の業務範囲内での意思決定や行動に起因して発生する可能性のある損害賠償請求をカバーする。

事例研究 No. 5

破産状態の回避について

事案:

- ルーマニアの会社は自社の債権者に対する支払いが3カ月以上遅れ滞っている。
- 過去2会計年度連続で作成された会社のバランスシート（貸借対照表）は会社の債務(関連会社に対する債務および債務の引当金を除く)が会社資産額を上回ることを示している。
- 会社のバランスシート上に示される損失は会社資本金の半分と資本準備金とその他の自己資本の合計額を上回っている。
- ルーマニア社の単一株主である日本の親会社は、債務超過状態を回避し財政状況改善のために会社に追加出資することを決定した。

根拠条文:

- ルーマニア会社法（法令1990年31号法改正済み） 第153²⁴条および第228条

法的背景:

- 会社法は①会社の純資産価格（総資産から全債務を差し引くかたちで計算される）が会社資本金の半分以下に減少した場合、ならびに、②その点が会社の承認された財務諸表に反映されている場合、会社を解散すべきか否かの決定を行うため、取締役は直ちに株主を招集する必要があることを定めている。
- 会社解散の決定がなされない場合、会社資本は増資もしくは減資される必要がある（最低資本金額を遵守する範囲内）。
- このような投資の期日は、財務諸表でそのような状況が確認された会計年度末までとなる。

会社に対する潜在的なリスク:

- 株主総会において会社解散、増資または減資などの何らかの決定が行われなかった場合、当該会社の利害関係者は誰でも会社の解散を請求できる。

このような状況を回避する方法:

- 会社の純資産価格（総資産から全債務を差し引くかたちで計算される）が、会社資本金額の半分以下に減少しており、それが会社によって承認された年次財務諸表に反映されている場合、取締役会役員は会社解散か否かを決定するために株主総会を直ちに招集しなければならない。このような場合の救済手段の一つに増資を通じての会社資本の増強がある。
- 会社の取締役は自社の状況と業務、財務実績を良く認識し、十分な背景情報をもって自社の財務状況を完全に理解しなければならない。取締役会もしくは取締役が、その管理を他に委任している場合、取締役はその委任を受けた人物の行動について認識し理解しなければならない。

事例研究 No.6

日本本社がルーマニア有限責任会社の清算を決定できるのか？

事案:

- 会社は有限責任会社としてルーマニアにおいて事業を運営しており、そのビジネスは好調であったが、グループ全体のビジネスストラクチャーの変更に伴い、日本の親会社はルーマニア市場からの撤退と当該会社の清算を日本本社の取締役会で正式に決定した。
- 親会社はルーマニア子会社に清算の決定を通知した。
- ルーマニアの子会社はこの親会社での決定を基にルーマニアでの事業閉鎖手続きを開始できるのか。

根拠条文:

- ルーマニア会社法（法令 1990 年 31 号法改正済み） 第 227 条から第 237¹条および第 252 条から 263 条
- 会社登記簿の保管、登録遂行および情報開示についての方法論上規範 第 151 条から第 156 条

法的背景:

- ルーマニアの有限責任会社の解散、清算、抹消は、その財政状況が明確であり、会社の会計士から適時、適切な支援が提供される場合には比較的簡単に手続き可能である。
- 関係当局および税務局に会社解散を認めてもらうためには、法人としての所定の届出や税務上の届出を行い、すべての未払いの債務（商業上、雇用上、税務上の債務を含むがこれに限らずすべての債務）を清算する必要がある。
- 株主である日本の親会社は会社資産の分配や債務の清算について、会社はいわゆる「自主的な清算」と呼ばれる方法で専門の清算人（認定清算人）を任命することなく決定することができる。自主的な清算は会社が重要な契約や財産をもっていない場合、会計評価を行うことになるため可能。実務的にはほとんどの会社が、財務および税務のすべての事項をサポートできる認定清算人を任命し解散手続きを行う。
- 財政面での明確化を含めたより複雑なかたちでの清算の実行が要求される場合、認定清算人は、特に税務当局が絡む一定の手続きを簡素化・短縮できる。
- 清算手続きの際にはルーマニアの会社が国庫に対して債務を負っていないことを証明する財務証明書が必要となる。他に管轄の商業登記所に提出が必要となる書類としては、親会社でのルーマニア会社の解散と清算を決定する決議書などがある。

会社に対する潜在的なリスク:

- ルーマニア法によれば、有限責任会社の債権者はルーマニア官報に親会社の会社解散を承認する決議が公示された日から 30 暦日の間に、債権者が親会社の決議により自身の権利が不利益を被ると考えられる場合、当該決定に対して異議を唱えることや、申し立てを行うことが可能である。
- 有限責任会社の抹消手続きを行うためには、会社がルーマニア国庫に対する未払いの債務がないことを証明するために税務局により発行された最新の財務証明書を商業登記所へ提出しなければならない。
- 財務証明書を申請する際に、会社のルーマニア国庫への債務の支払い状況が不明である場合、税務局は当該会社の財務管理を行う決定をする可能性がある。実務では、税務局はこの管理をいつ行うか大きな裁量をもつため、もし可能である場合、手続きを開始する前に会社の税務局に対する債務状況を把握することを推奨する。
- 雇用に関しては、ルーマニア法下では原則として、有限責任会社の解散により、商業登記所が会社解散を確認した日に法律の効果によりすべての雇用契約が自動的に解除されることとなる。この法律効果のマイナス点として、登記抹消日に自動的に契約が解除されるメカニズムは解散手続きの最終段階（抹消が反映される時点）で、すべての雇用契約が一斉に解除されることを意味しており、会社はその時点までの従業員の給与を支払う必要があり、会社の運営上の必要に応じて従業員の解雇日を個別に設定することはできない。
- 会社が従業員の解雇日を異なる日にして雇用契約を解除したい場合、会社と従業員の和解による解雇シナリオに従う必要がある。
- 会社にとって、会社の抹消日とは異なる日の解雇が重要で、そのような設定に従業員が協力的でない場合、余剰解雇のシナリオについても検討可能（従業員は自身の職位の閉鎖、いわゆる、ポジション・クローズにより解雇される）。しかしながら、その場合、個別・集団解雇手続きに関連する多数の手続きに従う必要があるというマイナス点がある。

このような状況を回避する方法:

会社解散／清算手続きの開始前に、会社のすべての契約関係者との契約を終了させるか、または他の方法で清算し、すべての財務的な義務や税務的な義務を完了していなければならない。

事例研究 No. 7

誰が清算人になることができるのか？

事案:

- 日本の親会社はルーマニアにある有限責任会社の清算を決め、清算人を任命する必要があると考えている。
- ルーマニア法上可能である場合、日本に住む日本人の取締役を清算人に任命しようと考えている。
- もしそれが認められない場合は、ルーマニア現地の従業員を清算人に任命したいと考えている。

根拠条文:

- ルーマニア会社法（法令 1990 年 31 号法改正済み） 第 227 条から第 237 条、および第 252 条から 263 条
- 破産手続きに関する法（法令 2014 年 85 号改正済み） 第 57 条

法的背景:

- ルーマニア法では、清算手続きは、①任命された専門の清算人（認定清算人）、もしくは、②親会社自身によって行うことができる。
- 認定清算人が任命された場合、会社は新たな業務に従事することはできず、すべての取締役の義務は任命された清算人に引き継がれる。

会社に対する潜在的なリスク:

- 上記事案の場合、ルーマニア法下で認められた認定清算人として資格要件を満たさない限り、日本や現地従業員を清算人として任命することはできない。

このような状況を回避する方法:

- ルーマニアの法律により清算活動を行うことが認められた資格をもつ認定清算人としてのサービスを提供する者を清算人として起用する必要がある。
- 他の手段として会社は（認定清算人を任命することなく）いわゆる「自主的な清算」手続きを選択することも可能。その場合、会社解散に関する手続きに対処するために会社と親会社を代表して行動する代理人を任命する必要がある。
- 認定清算人の任命なしで行う「自主的な清算」は、会社が重大な契約や資産を有していない場合は会計評価を行うため、会社の代理人や親会社の代理人によって行うことが可能である。
- しかしながら実務的には、ほとんどの会社が、すべての財務的・税務的問題をサポートできる専門の認定清算人を起用し会社清算手続きを行っている。

事例研究 No. 8

ルーマニアでの事業閉鎖と撤退（清算手続き）にかかる期間について

事案:

- 日本の親会社は財政難を理由にルーマニアにある子会社（有限責任会社）を閉鎖する決定を下した。
- 社内の都合により、親会社はできる限り早く、可能であれば3カ月でルーマニア子会社の清算手続きを終えたいと考えている。

根拠条文:

- ルーマニア会社法（法令 1990 年 31 号法改正済み） 第 227 条から第 237¹ 条、および第 252 条から 263 条
- 会社登記簿の保管、登録遂行および情報開示についての方法論上規範（2008 年 2594 号法務省指令により承認） 第 151 条から第 156 条

法的背景:

- 関係当局および税務局に会社解散を認めってもらうためには、法人としての所定の届出や税務上の届出を行い、すべての未払いの債務（商業上、雇用上、税務上の債務を含むがこれに限らずすべての債務）を清算する必要がある。
- 専門の清算人（認定清算人）を任命せずに自主的な清算手続きを行う場合、最初のステップとして、会社の債権者からの 30 暦日間の異議申し立て期間の対象の基礎となる商業登記所に提出する会社関連書類を作成、収集する必要がある。このような書類にはさまざまな形式のものが含まれるが、その一つに会社解散を決定する親会社の決議書がある。このような決議書には①会社が自主的な清算によって解散すること、②会社が当事者となっているすべての契約書の解除、③未払いのすべての債務の支払い、および、残った資産／資金の分配、④会社解散と清算手続きに関連するすべての書類を会社に代わり実行し、本件対応に必要なすべての手続きやその他の必要な措置を行うための代表者の任命、等を記載する必要がある。
- 第二のステップとして、会社の商業登記所からの抹消手続きがある。30 暦日の債権者からの異議申し立て期間満了後、当該会社に代わり、会社登録を抹消するための特別な申請書を提出する必要がある。このような申請書には、会社財産／資産の親会社への分配を明記し、清算貸借対照表や他の書類を承認する親会社の第二の決議書や、税務署からの財政証明書（発行にはすべて財務上の支払いが完了していることを条件とする）等を添えて提出する必要がある。清算貸借対照表や適用される財務証明書などのすべての財務関連書類は、会社の会計士により作成、取得される必要がある。

会社に対する潜在的なリスク:

- 会社の債権者はルーマニア官報に親会社による会社解散を承認する決議が公示された日から 30 暦日の間に、債権者が親会社の決議により自身の権利が不利益を被ると考えられる場合、会社解散と清算に対して異議を唱えることや、申し立てを行うことが可能である。

このような状況を回避する方法:

- 会社清算の決議が行われる前に、会社のすべての債務の履行が完了されていなければならない。決議書が発行された際に会社からの履行を待つ債権者がいる場合、そのような債権者と債務の履行について正式に（書面で）合意し、親会社の決議書に明記する必要がある。
- 清算に入る会社は未払いの債務をもたず、財務当局に対して必要な申告や報告義務をすべて完了しており、財務諸表の提出など当局への定期的提出書類の提出も完了していなければならない。もし、未払いの債務や報告義務の未提出がある場合、会社清算手続きに遅れが生じることや、支障をきたす可能性がある。そのような事態を防ぐために、当該会社は親会社の決議書が発行される前に法律に基づき会社が負っている義務をすべてクリアしている必要がある。
- 清算手続きが不要に長引くことを避けるため、会社は可能な限り早く、保有する債権を回収することが望ましい。会社がもつ債権の支払い期日が、商業登記所が最初の株主総会決議の登録を承認するために必要な期間（平均 2 カ月程度）を越えている場合、手続きとしては会社を清算し解散する準備ができているにもかかわらず、債権が未回収であるために実際の清算手続きができず長引いてしまう可能性がある。

事例研究 No. 9

事業撤退時の集団解雇の際に雇用主が従業員に対して支払う必要がある手当てについて

事案:

- 日本の親会社は財政難を理由にルーマニアの子会社の閉鎖を決定した。
- ルーマニアの子会社はおよそ 50 人の従業員がおり、会社清算を理由にすべての従業員を解雇しなければならない。

根拠条文:

- ルーマニア労働法（法令 2003 年 53 号改正済み）

法的背景:

- ルーマニア労働法は、規模（影響を受ける従業員数）に応じて、余剰人員の解雇を「個別解雇」もしくは「集団解雇」と分類しており、集団解雇の場合は手続きがより複雑化するという特徴がある。
- 集団解雇とは、会社都合（従業員側に理由がない）により余剰分の職位・ポジションを廃止することによって 30 日以内に行われるもので、①会社が 20 人以上 100 人未満の従業員を雇用する場合に少なくとも 10 人の従業員、②会社が 100 人以上 300 人未満の従業員を雇用する場合は、少なくとも全従業員の 10 パーセント、③会社が 300 人以上の従業員を雇用する場合、少なくとも 30 人の従業員が対象となる。

会社に対する潜在的なリスク:

- ルーマニア法下では原則として、商業登記所が会社解散を決定した日に、法律の効果によりすべての雇用契約が自動的に解除されることとなる。そのため、その時点まで雇用を維持する場合には集団解雇手続きなどは必要とならない。しかしながらその場合、清算手続きの最終段階（会社登記の抹消が反映される時点）まで、すべての雇用契約が維持され、従業員に対する給与等を支払う必要がある。そのため、それよりも早い段階で従業員の解雇が必要となる場合は余剰人員整理のための解雇手続きを行う必要がある。
- 集団的余剰解雇計画は、非常に役所的で時間のかかるもので管轄労働局、従業員や従業員代表との話し合いが含まれる。さらに解雇の根拠をしっかりと準備し適切に文書化する必要がある。
- 個人か集団かにかかわらず、解雇は、本質的な理由と形式上（手続き上）の理由のために、解雇された従業員による裁判所への異議申し立てが成功することがしばしばある。
- ルーマニアの法制度は従業員の権利を厚く保護しており、裁判所も同様の傾向がある。雇用主による解雇決定に異議申し立てを行う場合、従業員ではなく雇用主側に、解雇の確かな根拠と解雇決定の適法性を立証する責任がある。裁判所は通常、事案のあらゆる側面を検証し、解雇決定の経済的・商業的機会についても（その点に関する裁判所の検証能力には疑義があるものの）検証する。

- 裁判所は解雇に根拠がない、もしくは違法な解雇だと判断する場合、解雇決定を取り消し、①解雇決定がされた日（つまり解雇された日）から②裁判所の判決が法的に確定する日までの期間の、従業員が本来受け取るはずであった給料と同額の補償金に加え、他に従業員がその期間に受け取ることができた他のすべての支払いについて会社に支払いを命じることが可能。さらに従業員の請求により解雇が取り消された場合、裁判所は対象従業員の復職を命じることが可能。実務的には稀ではなるものの、従業員からの道徳的な偏見を理由にした損害賠償請求が認められたケースもある。
- 第一審判決は、上訴されるかどうかにかかわらず拘束力と強制力がある。労働裁判のサイクルは少なくとも2度の裁判権があり最長で12カ月かかることもある。

このような状況を回避する方法:

- 雇用主側からの集団解雇手続きを行う場合に生じる上述のリスクを避ける方法として、会社と従業員が相互同意し和解のもと雇用契約を終了させるために自主的退職プログラムを設けるのも一つの手段である。このようなプログラムを適用する場合、各従業員に対しての給料や残業代の未払いがないか、社会保障費の支払いなどが適切に行われているか確認することはもちろんのこと、従業員側からの差別を理由にした請求を防ぐために、全従業員に対して一貫した和解契約を提示すべきである。
- 和解の場合に提供される補償額については法律的な定め（最低補償金額）はない。そのため、和解契約の場合の補償金については自由に交渉できるが従業員が和解契約に応じて解雇手続きの完了に協力してくれるよう説得するためには、従業員が納得する内容の退職パッケージを提供する必要がある。

会社がインセンティブを享受していた場合の返還について

事案:

- 日本の親会社はルーマニアに子会社（有限責任会社）を設立して事業を展開しており、そのビジネスは好調であった。しかしながら、グループ全体のビジネスストラクチャーの変更に伴い、日本の親会社はルーマニア市場からの撤退とルーマニア子会社の清算を決定した。
- 子会社はルーマニア政府から投資インセンティブを受けていた。

根拠条文:

- 経済に大きな影響を与える投資促進を目的とした国家補助制度創設に関する政府決定 2014 年 807 号（現在も有効）

法的背景:

- ルーマニアの法律には、ルーマニア当局から投資インセンティブの恩恵を受けた会社が清算する場合の義務に関する一般的な規定がない。投資インセンティブ（または国家補助のような類似の制度）の法体系は、国ごとにそれぞれのインセンティブや補助を提供する法律に基づき個別に規定されている。
- 一例として、ルーマニア当局から授与された措置に伴い（清算に関連して）会社に課されたことのある条件や義務について、下記のようなケースがあった。

1. 直接投資促進のための緊急政令 1997 年 92 号（現在は失効）による法人税の免除について

この措置について、緊急政令は、投資家に対して、当該免除を受けた期間の 2 倍の期間に満たない間に生産を停止することや、自主的な清算を行った場合、会社はその運営を想定した全期間分の法律で定められた税金や手数料等を支払わなければならない。

なお、現在この法律は失効している。そのため、あくまで例示に過ぎないが、それぞれのインセンティブや補助を受ける場合にはこのような条件や義務が課される可能性がある。

2. 経済に大きな影響を与える投資促進を目的とした国家補助制度創設に関する政府決定 2014 年 807 号（現在も有効）に規定される経済に大きな影響を与える投資を活性化させる国家補助について

政府決定により提供されているこの措置について、会社は、最初の投資が完了した時から少なくとも 5 年間、その投資運営を維持する義務がある。そのため、この期間を経過しないうちに会社を清算することはできない。この規定に違反した場合、当局との国家補助に関する契約は取り消された、会社は受領した補助金の全額を返済しなければならず、それに伴う法定利息についても支払わなければならない。

会社に対する潜在的なリスク:

- 清算の場合に会社が享受したインセンティブなどに関する潜在的な返還義務は、それぞれの投資インセンティブ／国家補助を定める法律により定められている。

このような状況を回避する方法:

- インセンティブを申請する際には、申請基準を満たすかどうかだけでなく、基礎となる条件や義務、享受したインセンティブ等の返還対象となる状況について、十分に確認、分析の上、申請する必要がある。

事例研究 No. 11

日本人駐在員が帰任する際の届出について

事案:

- 日本の親会社からルーマニアの子会社に送られていた日本人は親会社の決定により日本に帰任することとなった。
- ルーマニアに駐在していた日本人は有効な労働許可書と滞在許可書を有していた。
- 帰任の際、特に何の手続きを行うこともなく、日本へ戻ってしまった。

根拠条文:

- ルーマニアにおける外国人の法的地位に関する政府緊急政令 2002 年 194 号（改正済み）

法的背景:

- すべての外国人は、ルーマニアにおける雇用関係・条件に変更が出た場合 30 日以内にルーマニア移民局に届け出る必要がある。ルーマニア法人との雇用契約関係が終了した場合でも雇用条件の変更とみなされ、同じ規則が適用される。

会社に対する潜在的なリスク:

- 本国への帰任などの事情から日本人を含めた外国人のルーマニア現地法人との雇用条件が変わる場合、変更から 30 日以内という届出の期日を遵守する必要がある。期日内に届け出がされなかった場合、100 レイ（およそ 20 ユーロ）から 500 レイ（およそ 100 ユーロ）の罰金を課される可能性がある。

このような状況を回避する方法:

- 処罰の対象となることを避けるため、日本人を含めた外国人の雇用条件に変更がある場合には、期日内に移民局に届け出る必要がある。

事例研究 No. 12

一度事業撤退した企業の再進出について

事案:

- 日本の投資家は、数年前に財政難を理由に、ルーマニアにある子会社（有限責任会社）を閉鎖し清算した。
- しかし数年後、日本の投資家は再びルーマニア市場へ進出・投資したいと検討している。
- このような状況で日本の投資家がルーマニアへの再度、投資・進出することは可能か。その場合、どのような点に留意すべきか。

根拠条文:

- ルーマニア会社法（法令 1990 年 31 号法改正済み） 第 36 条から第 64 条
- 会社登記簿の保管、登録遂行および情報開示についての方法論上規範 第 54 条、第 68 条から第 71 条および第 73 条

法的背景:

- ルーマニアの法律では、投資家がルーマニア市場に再進出することを禁じていないため、ルーマニアで新しく法人を設立する場合には、通常の場合と同様に、会社設立および登記に関する一般規定が適用される。
- 親会社がルーマニアにおいて新法人を設立する場合、過去にルーマニアに存在した子会社とは完全な別法人となるため、新法人はその新たな形態に応じた規制の対象となり法的義務を負うことになる。

会社に対する潜在的なリスク:

- ルーマニアの会社が解散し商業登記所から抹消された後 2 年間は、同じ名前を使用して会社を設立することはできない。つまり、もし以前使用していた社名と同じ名前を使いたい場合、2 年間は実現できない。
- 先の会社の清算と登記抹消後、その取締役や株主の税務記録に対して制裁措置がとられている場合、このような情報は会社登録の抹消から 1 年後に抹消されるため、日本の投資家は、関連する取締役や株主に関する税務記録に問題がなくクリーンであることを確認する必要がある。

このような状況を回避する方法:

- 再進出や再投資に関しての制限・制約はないため、新会社を設立する際には、通常の場合と同様にルーマニア法に規定される一般的な会社設立・登記手続きを遵守して進める必要がある。